

# 電気・ガス価格激変緩和対策事業の延長について

2023年9月

坂戸ガス株式会社

弊社は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、「本事業」）<sup>※1</sup>によりガス料金・電気料金の軽減措置を実施してまいりました。この度、本事業が延長されたことによりお客さまのご使用量に応じた都市ガス・電気料金から政府が定める単価の値引きを下記の通り継続させていただきます。なお、本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は不要です。

※1 事業の詳細内容は国のホームページ <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/> をご覧ください。

## 記

### 1. 適用期間（延長期間）

従 来：2023年1月使用(2月検針)分<sup>※2</sup> ～ 9月使用(10月検針)分のガス・電気料金

※2 ガス：「2023年1月検針日の翌日～2023年2月検針日」の使用量。

電気：「2023年1月検針日～2023年2月検針日の前日」の使用量。なお、電気料金のうち、2023年1月需給開始で同月検針の場合は、2022年12月下旬に確定する燃料価格（9～11月分）を適用するため、1月検針分より値引きを適用します。

延長後：2023年1月使用(2月検針)分 ～ 12月使用（1月検針）分までのガス・電気料金

### 2. 値引き単価（9月使用10月検針分以降）

| 区 分    | 都市ガス                | 低圧電気（取次）  | 高圧電気      |
|--------|---------------------|-----------|-----------|
| 単価（税込） | 15 円/m <sup>3</sup> | 3.5 円/kWh | 1.8 円/kWh |

### 3. 対象のお客さま

坂戸ガスと都市ガス・電気をご契約されているお客さま

（LPG ご利用のお客さまは対象外となります）

### 4. ご請求額

「値引き単価」に基づき、各月のご使用量に応じた値引きを行いご請求いたします。

なお都市ガス普及促進割引適用のお客さまは、ガス使用料金からご使用量に応じた値引きを行った後、割引率を乗じた金額をご請求いたします。

### 5. 問い合わせ窓口

国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の支援制度に関するお問い合わせは、以下の専用ダイヤルへお問い合わせください。

経済産業省資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局需要家向け窓口  
0120-013-305 全日 9:00～17:00（年末年始を除く）

その他、ガス料金に関する内容は坂戸ガス料金担当までお問い合わせください。

坂戸ガス株式会社 料金担当

049-284-9000 平日 9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く）

以 上